平成２７年（フ）第１２３３号
さいたま市岩槻区西原２番21号　インターハイム103、旧住所さいたま市岩槻区仲町２丁目６番１号
債務者　門間久美子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４５０号
埼玉県越谷市登戸町10番４号
債務者　堀江　　誠
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４８６号
埼玉県三郷市鷹野１丁目483番地　ペテロハウス102
債務者　佐藤　和代（旧姓平岡）
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５７４号
埼玉県川越市大字山田1852番地２（レオパレスＧｒａｃｉａｓ201号室）、前住所埼玉県川越市郭町２丁目14番地８（レオパレスつばさ202号室）
債務者　内野　郁夫
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３９９号
相模原市緑区橋本８丁目30番８号　ドミール橋本207
債務者　田村真利子
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４００号
相模原市南区下溝601番地13　シティハイムＢ202
債務者　萩谷　治義
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４０１号
相模原市中央区上矢部５丁目28番５号
債務者　釜本　麻美
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４０２号
神奈川県座間市相模が丘３丁目６番７―104号　ＴＯＰ小田急相模原
債務者　内山浩一郎
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第７０号
山口県光市光井２丁目６番３号
債務者　茂呂居美紀
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第４８１号
静岡県浜松市西区村櫛町3710番地の４
債務者　今田小百合
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第７０号
熊本県八代市高島町4676番地１（９）、前住所熊本県葦北郡津奈木町大字福浜4136番地１
債務者　伊藤　新吾
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前11時15分
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第７１号
熊本県八代市沖町3614番地４、前住所熊本県八代市築添町1640番地２（10―23）
債務者　木下　幸美（旧姓竹本・植長）
1　決定年月日時　平成27年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第１８９５号
横浜市港南区野庭町635番地　野庭住宅３棟306号　西本方
債務者　中野　育代
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７８号
北海道旭川市末広東２条５丁目４番10号
債務者　寺坂　　香
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９３６号
東京都立川市幸町４丁目52番地の１幸町団地11棟504号
債務者　高橋　光義
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４１８３号
大阪府八尾市安中町２丁目５番16号
債務者　加守田富大
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部